

お客さま各位

2025 年 11 月

足立成和信用金庫

「貸金庫規定」改定のお知らせ

日頃より、足立成和信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

この度、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」が改正され、貸金庫の管理態勢の強化等として、①貸金庫管理態勢の整備、②マネー・ローンダリング等のリスクへの対応、③事案公表の原則化 等が定められました。

つきましては、「貸金庫規定」を 2025 年 3 月 1 日付で下記および新旧対照表のとおり改定いたしますので、お知らせいたします。なお、改定前からご利用いただいているお客さまに対しても改定後の規定が適用されます。

何卒、ご理解ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

記

1. 主な改定内容

- 第 1 条(格納品の範囲)
貸金庫に格納できないものを明確化しました。
- 第 2 条(利用目的の確認)
お客さまに貸金庫利用目的を確認させていただきます。
- 第 12 条(解約等)
貸金庫契約の解除事項を追加しました。

※ 詳細は 2 ページ目以降の新旧対照表をご確認ください。

2. 改定日

2026 年 3 月 1 日(日)

以上

「貸金庫規定」新旧対照表

新	旧
第1条（格納品の範囲） 1. 貸金庫<u>の借主</u>は、次に掲げるものを<u>貸金庫に</u>格納することができます 2. (略) 3. <u>貸金庫には、次に掲げるものを格納することができません。</u> <u>（1）現金（本邦通貨および外国通貨）その他マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点からリスクが高いと考えられるもの。</u> <u>（2）危険物や変質、腐敗のおそれがある等、貸金庫の通常の方法による保管に適さないもの。</u>	第1条（格納品の範囲） 1. 貸金庫<u>に</u>は、次に掲げるものを格納することができます 2. (略) 3. <u>爆発物等明らかに危険物であることが判別できる場合は格納をお断りします。</u>
<u>第2条（利用目的の確認）</u> <u>1. 借主は、貸金庫の契約の締結または利用等にあたってマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点から格納品が第1条に定める範囲を逸脱することがないかといった利用目的を書面その他当金庫の定める方法により申出を行うこととします。</u> <u>2. 当金庫は、貸金庫がマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等、不正利用されることを防ぐため、貸金庫内外でのカメラ撮影等により貸金庫の利用状況を確認させていただきます。</u>	(追加)

新	旧
第3条 (略) 第4条 (使用料) 1. 貸金庫の使用料は、店頭表示の料金により1年分を前払いするものとし、毎年4月7日（休日の場合は翌営業日）に、借主が指定した預金口座から、普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書または<u>当座勘定の</u>小切手によらず払戻しのうえ使用料に充当します。 <u>2. 利用料は諸般の情勢により変更することがあります。変更後の使用料は、変更日以後最初に継続される契約期間から適用します。</u> なお、当初契約期間の使用料は、契約時に契約日の属する月の翌月から最初に到来する3月31日までの月割計算による金額を支払ってください。 第5条 (鍵の保管) 貸金庫に付属する鍵正副2個のうち、正鍵は借主が保管し、副鍵は当金庫立会いのうえ借主が届出の<u>印鑑</u>により封印し、当金庫が保管します。<u>また、当金庫では副鍵を本部にて保管しているため、正鍵紛失の手続き（第8条）を行った後でも取寄せに時間を要します。</u>	第3条 (使用料) 1. 貸金庫の使用料は、店頭表示の料金により1年分を前払いするものとし、毎年4月7日（休日の場合は翌営業日）に、借主が指定した預金口座から、普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書または小切手によらず払戻しのうえ使用料に充当します。 なお、当初契約期間の使用料は、契約時に契約日の属する月の翌月から最初に到来する3月31日までの月割計算による金額を支払ってください。 第4条 (鍵の保管) 貸金庫に付属する鍵正副2個のうち、正鍵は借主が保管し、副鍵は当金庫立会いのうえ借主が届出の<u>印章</u>により封印し、当金庫が保管します。

新	旧
第<u>6</u>条（貸金庫の開閉等） - 貸金庫の開閉は、借主または借主があらかじめ届出た代理人が正鍵を使用して行ってください。 - 開庫にあたっては、<u>届出印鑑を用いて開庫依頼書への署名捺印(法人は記名押印で可)をもって</u>提出してください。なお、閉庫後は貸金庫の施錠を確認してください。<u>貸金庫カードが発行されている場合は開庫依頼書の提出は不要です。</u> - 格納品の出し入れは、<u>各店舗に設置してある専用</u>の場所で行ってください。 第<u>7</u>条（届出事項の変更等） <u>印鑑</u>、名称、代表者、代理人、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって<u>取引</u>店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。 正鍵を失ったときもしくは毀損したときも同様とします。 (略) 第<u>8</u>条（<u>印鑑</u>、<u>鍵</u>、<u>貸金庫カード</u>の喪失時等の取扱い） <u>印鑑</u>もしくは正鍵、<u>貸金庫カード</u>を<u>紛失した</u>場合は<u>紛失の手続きを実施してください。</u>この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。<u>手続き後、開閉を行うことができます</u>	第5条（貸金庫の開閉等） - 貸金庫の開閉は、借主または借主があらかじめ届出た代理人が正鍵を使用して行ってください。 - 開庫にあたっては、開庫依頼書に<u>届出の印章により記名押印して</u>提出してください。なお、閉庫後は貸金庫の施錠を確認してください。 - 格納品の出し入れは、<u>所定</u>の場所で行ってください。 第6条（届出事項の変更等） <u>印章を失ったとき、または印章</u>、名称、代表者、代理人、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって<u>当店</u>に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。 正鍵を失ったときもしくは毀損したときも同様とします。 第7条（<u>印章</u>、鍵の喪失時等の取扱い） <u>印章</u>もしくは正鍵を<u>失った</u>場合の<u>貸金庫の開閉は、</u><u>手続をした後に行うことができます。</u>この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

新	旧
<u>す。</u> 2. 正鍵を失った場合または毀損した場合は、鍵前等の取替えに要する費用を支払ってください。<u>また、貸金庫カードを紛失した場合には貸金庫カードの再発行手数料を支払ってください。</u> なお、当金庫が貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。 第<u>9</u>条（照合等） <u>1. 暗証照合</u> <u>借主またはあらかじめ届出された代理人による貸金庫カードを用いた開庫については</u>操作機によりご利用カードを確認し、操作機利用の際使用された暗証と届出の暗証との一致を確認のうえ開庫その他の取扱いをしたうへは、ご利用カードまたは暗証について偽造、変造と盗用その他の事故があってもそのために生じた損害について当金庫は責任を負いません。 <u>2. 印鑑照合等</u> 開庫依頼書、諸届その他の貸金庫取引に関する書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて開庫その他の取扱いをしましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。なお、使用され	2. 正鍵を失った場合または毀損した場合は、鍵前等の取替えに要する費用を支払ってください。 なお、当金庫が貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。 第8条（暗証照合等）（自動貸金庫の場合） 操作機によりご利用カードを確認し、操作機利用の際使用された暗証と届出の暗証との一致を確認のうえ開庫その他の取扱いをしたうへは、ご利用カードまたは暗証について偽造、変造と盗用その他の事故があってもそのために生じた損害について当金庫は責任を負いません。 第9条（印鑑照合等） 開庫依頼書、諸届その他の貸金庫取引に関する書類に使用された印影（または署名）を届出の印鑑（または署鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて開庫その他の取扱いをしましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任

新	旧
る鍵について当金庫は確認する義務を負いません。 第 10 条 (略) 第 11 条 (反社会的勢力との取引拒絶) この貸金庫は、第 12 条第 3 項第 1 号、第 2 号①、②A <u>から</u> E、③A <u>から</u> E のいずれにも該当しない場合に使用することができ、第 12 条第 3 項第 1 号、第 2 号①、②A <u>から</u> E、③A <u>から</u> E の一にでも該当する場合には、当金庫はこの貸金庫の使用申込をお断りするものとします。 第 12 条 (解約等) 1. この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。 この場合、正鍵および届出の<u>印鑑、貸金庫カード</u>を持参し、<u>解約</u> 手続をしたうえ貸金庫を直ちに明渡してください。なお、正鍵または届出の<u>印鑑、貸金庫カード</u>を失った場合に解約するときは、このほか第 <u>8</u> 条に準じて取扱います。 2. 次の各号の一にでも該当する場合には、当金庫はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続をしたうえ	を負いません。なお、使用される鍵について当金庫は確認する義務を負いません。 第 11 条 (反社会的勢力との取引拒絶) この貸金庫は、第 12 条第 3 項第 1 号、第 2 号①、②A <u>ないし</u> E、③A <u>ないし</u> E のいずれにも該当しない場合に使用することができ、第 12 条第 3 項第 1 号、第 2 号①、②A <u>ないし</u> E、③A <u>ないし</u> E の一にでも該当する場合には、当金庫はこの貸金庫の使用申込をお断りするものとします。 第 12 条 (解約等) 1. この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。 この場合、正鍵および届出の<u>印章</u>を持参し、手続をしたうえ貸金庫を直ちに明渡してください。なお、正鍵または届出の<u>印章</u>を失った場合に解約するときは、このほか第 <u>7</u> 条に準じて取扱います。 2. 次の各号の一にでも該当する場合には、当金庫はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続をしたうえ

新	旧
貸金庫を明渡してください。第32条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。 (1) 借主が使用料を支払わないとき (2) 借主について相続の開始があったとき (3) 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の 変質等により、当金庫もしくは第三者に損害を与えま たはそのおそれがあると認められる相当の事由が生じた とき (4) 店舗の改築、閉鎖その他相当の事由があるとき (5) 借主または代理人がこの規定に違反したとき <u>(6) 借主名義人が存在しないことが明らかになったとき、また は借主名義人の意思によらず契約、使用されたことが明 らかになったとき</u> <u>(7) 本邦または外国の法令・規則や公序良俗に反する行為に利 用され、またはそのおそれがあると認められるとき</u> <u>(8) 法令で定める本人確認等における確認事項や第2条に定め る利用目的の申出内容に偽りがあるとき</u> <u>(9) 当金庫が、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与の ほか不正な目的で利用され、またはそのおそれがあると認 定しこれらの不正利用防止の観点で解約が必要と判断し たとき</u>	貸金庫を明渡してください。第32条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。 (1) 借主が使用料を支払わないとき (2) 借主について相続の開始があったとき (3) 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の 変質等により、当金庫もしくは第三者に損害を与えま たはそのおそれがあると認められる相当の事由が生じた とき (4) 店舗の改築、閉鎖その他相当の事由があるとき (5) 借主または代理人がこの規定に違反したとき (6) 借主もしくは代理人が貸金庫借用申込書の確認事項に違反 したとき

新	旧
3. 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの貸金庫の利用を停止し、または借主に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに<u>前</u>1項と同様の手続をしたうえ貸金庫を明渡してください。 (1) 借主が貸金庫使用申込時に<u>反社会的勢力でないこと</u>の表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合。 (2) 借主または代理人が、次の①または②のいずれかに該当し、もしくは③の各号のいずれかに該当する行為をし、または①および②に基づく<u>反社会的勢力でないこと</u>の表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、この貸金庫取引が停止され、または通知によりこの貸金庫が解約されても異議を申し<u>立てすることができ</u>ません。また、これにより損害が生じた場合でも、いっさい借主の責任といたします。 ①<u>当</u>金庫との取引に際し、現在<u>および将来に亘り</u>、次のいずれにも該当しないこと。 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団	3. 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの貸金庫の利用を停止し、または借主に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに<u>第</u>1項と同様の手続をしたうえ貸金庫を明渡してください。 (1) 借主が貸金庫使用申込時に<u>した</u>表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合。 (2) 借主または代理人が、次の①または②のいずれかに該当し、もしくは③の各号のいずれかに該当する行為をし、または①および②に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、この貸金庫取引が停止され、または通知によりこの貸金庫が解約されても異議を申しません。また、これにより損害が生じた場合でも、いっさい借主の責任といたします。 ①<u>貴</u>金庫との取引に際し、現在、次のいずれにも該当しないこと<u>を表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。</u> 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会

新	旧
等、その他これらに準ずる者。(以下これらを「暴力団員等」という。) ② (略) ③ <u>借主または代理人が</u>、自らまたは第三者を利用して 次の各号に該当する行為を <u>した場合。</u> A. 暴力的な要求行為 B. 法的な責任を超えた不当な要求行為 C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いての <u>当</u> 金庫の信用を棄損し、または <u>当</u> 金庫の業務を妨害する行為 E. その他前号に準ずる行為 4. <u>前2項または</u>前3項の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明渡しの日の属する月までの使用料相当額を月割計算により支払ってください。この場合、第 <u>4</u> 条第3項にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払ってください。 なお、当金庫はこの不足額を明渡しの日 に第 <u>4</u> 条第1項の方法に	屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者。(以下これらを「暴力団員等」という。) ③ 自らまたは第三者を利用して 次の各号に該当する行為を 行わないことを確約します。 A. 暴力的な要求行為 B. 法的な責任を超えた不当な要求行為 C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いての <u>貴</u> 金庫の信用を棄損し、または <u>貴</u> 金庫の業務を妨害する行為 E. その他前号に準ずる行為 4. 前3項の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明渡しの日の属する月までの使用料相当額を月割計算により支払ってください。この場合、第 3 条第3項にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払ってください。 なお、当金庫はこの不足額を明渡しの日 に第 3 条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。

新	旧
準じて自動引落しすることができるものとします。 5. <u>前</u>1項、<u>前2項または前</u>3項の明渡しが3ヵ月以上遅延したときは、当金庫は副鍵を使用して貸金庫を開庫のうえ格納品を別途管理もしくは一般に適當と認められる方法、時期、価格等により処分し、または処分が困難な場合には廃棄することができるものとします。 なお、当金庫は貸金庫の開庫に際して公証人等に立会いを求めることができるものとします。これらに要する費用は借主の負担とします。 6. (略) 第13～15条 (略) 第16条（規定の改定） 1. この規定の各条項<u>その他の条件</u>は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより変更できるものとします。 2. (略)	5. <u>第1項ないし第3項</u>の明渡しが3ヵ月以上遅延したときは、当金庫は副鍵を使用して貸金庫を開庫のうえ格納品を別途管理もしくは一般に適當と認められる方法、時期、価格等により処分し、または処分が困難な場合には廃棄することができるものとします。 なお、当金庫は貸金庫の開庫に際して公証人等に立会いを求めることができるものとします。これらに要する費用は借主の負担とします。 第16条（規定の改定） 1. この規定の各条項は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより変更できるものとします。